次期中間処理施設整備事業 これまでの経緯

年度	経緯							
昭和61年度	印西クリーンセンター稼働開始(1・2号炉、粗大ごみ処理施設)							
平成 5年度	温水センター運営開始							
平成 8年度	地域冷暖房システムへの余熱(蒸気)供給開始							
平成10年度	3号焼却炉増設工事竣工							
平成11年度	印西地区一般廃棄物最終処分場業務開始							
平成20年度	現在地内の建替用地(テニスコート部)での次期施設整備を管理者・副管理者に説明する。 組合議会及び関係市町村議会から、現在地ありきではなく、他の場所も検討すべきとの意見が示される。							
平成21年度	次期中間処理施設整備検討委員会を設置する。 組合関係市町村より5箇所が抽出され、現在地を加えた計6箇所を比較検討地とする。 (印西市:8住区、9住区、現在地 白井市:平塚 印旛村:岩戸 本埜村:みどり台三丁目) 市町村合併により組合関係市町が印西市、白井市及び栄町の3団体となる。							
平成22年度	検討委員会が、比較検討地における評点合計の上位3箇所を管理者へ報告する。(8住区、9住区、現在地) 管理者・副管理者会議にて、上位3箇所を候補地とすることで決定する。 印西市より、上位3箇所のうち9住区又は現在地が望ましいとの回答がある。							
平成23年度	管理者・副管理者会議にて、9住区がより望ましいと合意し、建設予定地として決定する。 建設予定地を9住区とした住民説明会を計11回開催する。							
平成24年度	板倉新印西市長が管理者に就任 印西市長から管理者へ、「現計画の白紙撤回」が申し入れされる。 次期中間処理施設整備事業用地検討委員会を設置する。							
平成25年度	用地検討委員会が、候補地選定方法に関する中間答申書を管理者へ提出する。 用地検討委員会が、候補地を広く募集し6箇所の応募を受理する。 (岩戸地区、草深地区、滝地区、武西地区①、武西地区②、吉田地区) ※後に草深地区と武西地区①は辞退							
平成26年度	用地検討委員会が、最終的な応募地4箇所に現在地を加えた5箇所を候補地として位置付け、比較評価する。 用地検討委員会が、候補地の比較評価結果に関する最終答申書を管理者へ提出する。 管理者・副管理者会議(建設候補地選定会議)にて、吉田地区を建設候補地として選定する。							

用地検討委員会による1次審査結果

1次審査:用地条件の確認

※1次審査は全ての候補地を2次審査に進めることで決した。

日本 次と地 次と 次と		エリ、田 ユ・ / 1		か 1 沙田 且 (4 土 しり)		7、医性性でで、一般は、一般のででで						
特別の報告が必要がある。	No.	確認項目	条 件		岩戸地区	滝地区	武西地区	吉田地区	現在地	備考		
超過機性 1			※防災調整池が必要	要な場合は2.5ha以上の面								
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				宅地	_	-	_	_	約2.5ha			
山本 放名地 放名地 放名地 放名地 放名地 放名地 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大		面積要件	地日石積	畑	_	_	約0.8ha	約1.7ha	_	*1 岩戸地区、滝地区は、2.5haまで及ばないが、候補地内に現在地の清掃工場、管理棟、煙突及び建替用地		
上世所状況、守いで活動の虚似・響音に著 核当なし 核当な 校表 校表 校表 校表 校表 校表 校表 校	1			山林	約2.4ha	約2.3ha	約1.7ha	約0.9ha	_	を配置することで施設の設置が可能と判断する。なお、詳細設計においては、擁壁などの整備も考慮した造成計画を立案する		
(大名文文) (1) (大名文文文) (1) (大名文文文文文文文文文文文文文文文文文文文文文文文文文文文文文文文文文文文文					_	約0.1ha	_	-	-			
清水浸水地域 浅水上・て浸水する地域を除外する。 浸水 浸水 浸水 投水外 足水外 区域外 区域 区域					該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし			
2			判定		* 1	* 1	0	0	0			
日然公園法で 日外公園法で担定する県立日祭公園を含む 公園 公園 公園 公園 区域外 区域外域的 区域域 区域 区域域 区域 区域	2	洪水浸水地域	洪水によって浸水で	する地域を除外する。								
3 現在する火陸 用地を除外する。					\circ	0	0	0	0			
(i) 活動層を含む土地 (ii) 大規模な不法投棄や土壌汚染がある土地 (iii) アクセス道路(幅員7m以上を型定)の確 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし (iii) アクセス道路(幅員7m以上を型定)の確 接当なし 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし 該	3	自然公園法で 規定する公園		でする県立自然公園を含む								
(ii) 大規模な不法投棄や土壌汚染がある土地 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし			判定		\circ	0	0	0	0			
その他 その他 その他 その他 その他 その他 お話 (i) アクセス道路 (編員7m以上 を想定)の確			(i) 活断層を含む土均	也	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし			
その他 その他 その他 その他 その他 その他 その他 その他 その他 その他 その他			(ii) 大規模な不法投	棄や土壌汚染がある土地	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし			
設・運営に著して 不適又は困難な 土地を除外す る。 ※2次審査以降であっても、右 記事項が判明した場合は除外す る。 (v) 所有権以外の各種権利の解除が困難な土 地 (v) 所有権以外の各種権利の解除が困難な土 地 (v) 原力団員による不当な行為の防止等に関すると地の、のと考える。 (v) 所有権以外の各種権利の解除が困難な土 を対しないものと考える。 該当なし (v) 所有権以外の各種権利の解除が困難な土 を対しないものと考える。 該当なし (v) 所有権以外の各種権利の解除が困難な土 を対しないものと考える。 (v) 所有権以外の各種権利の解除が困難な土 を対しないものと考える。 (v) 所有権以外の各種権利の解除が困難な土 を対しないものと考える。 (v) 所有権以外の各種権利の解除が困難な土 を対しないものと考える。 (v) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律で規定する暴力団及び暴力団員等が所有する土地、または、用地検討委員会が、設置された平成25年2月7日以降に当該暴力団及び暴力団員等から所有権移転した土地であることが判明した場合は除外する。 該当なし (v) 暴力団員等から所有権移転した土地であることが判明した場合は除外する。		その他 右記(i)~(vi)な 心でででででででででででででである。 をでいる。 一般では一般ででででででででである。 でででででででである。 ででででででででででである。 でででででできません。 でででででできません。 ででででできません。 でででできません。 ででででできません。 ででででできません。 ででででできません。 でででできません。 でででできません。 ででででできません。 でででできません。 ででででできません。 でででできません。 でででできません。 でででできません。 でででできません。 でででできません。 ででできません。 ででできません。 ででできません。 ででできません。 ででできません。 でででできません。 ででできまない。 でででできまない。 でででできない。 でででできない。 ででできない。 ででできない。 ででででできない。 でででででできない。 でででできない。 ででででででできない。 でででででできない。 でででででできない。 でででででででできない。 でででででできない。 でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	保が極めて困難な土		*2 該当なし	該当なし	該当なし	*2 該当なし	該当なし			
であっても、右 記事項が判明した場合は除外する。	4			が困難な土地	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	本件の具体的な確認は今後の作業となるが、現時点では左記の条件に該当しないものと考える。なお、全ての候補地における各土地は、用地買収の際、隣接地との境界確定が必須となる分筆が伴わないことから、公簿面積による買収が可能である。		
する法律で規定する暴力団及び暴力団員等が所有する土地、または、用地検討委員会が設置された平成25年2月7日以降に当該暴力団及び暴力団員等から所有権移転した土地であることが判明した場合は除外する。 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし おることが判明した場合は除外する。			(v) 所有権以外の各地	種権利の解除が困難な土	該当なし	該当なし	*3 該当なし	*3 該当なし	該当なし	*3 武西地区の土地のうち1筆と吉田地区の土地のうち1筆に、それぞれ所有権移転請求権が仮登記されているが、関係者が所有する書類の確認及びヒアリングにより、用地買収時に当該請求権の抹消が可能であることを把握した。よって、左記の条件に該当しないものと考える。		
Nul rts			する法律で規定する暴力団及び暴力団員等 が所有する土地、または、用地検討委員会が 設置された平成25年2月7日以降に当該暴力 団及び暴力団員等から所有権移転した土地で		該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし			
			判定		0	0	0	0	0			

用地検討委員会による2次審査結果

2次審査:100点からの減点評価(施設の建設・運営に適さない用地を評価する視点)

※2次審査は全ての候補地を3次審査に進めることで決した。

No.	最大減点	大項目	最大減点	小項目	評価の考え方	減点		岩戸 地区	滝 地区	武西 地区	吉田地区	現在地	評価基準	
							0点	_	_	_	_	_	300m以内に住宅がない。	
						住宅	-5点	-5	_	_	-5	-5	100m以内に住宅がなく、100m超から300m以内に住宅がある。	
						-	-10点	_	-10	-10	_	_	100m以内に住宅がある。	
							0点	-	0	-	0	0	300m以内に「学校」、「保育所」、「図書館」のいずれもない。	
5		- 35点 生活環境 の保全	-30点	日常生活へ	地域住民の日常生活への影響が懸念される候補地を減	学校等	-5点	-5	-	-	-	-	100m以内に「学校」、「保育所」、「図書館」のいずれもなく、 100m超から300m以内に「学校」又は「保育所」又は「図書館」がある。	
	-35点			の影響	点。		-10点	_	-	-10	_	_	100m以内に「学校」又は「保育所」又は「図書館」がある。	
		の休生					0点	0	0	_	0	_	300m以内に「病院」、「診療所」、「特別養護老人ホーム」のいずれもない。	
						病院等	-5点	-	-	-	-	-	100m以内に「病院」、「診療所」、「特別養護老人ホーム」のいずれもなく、 100m超から300m以内に「病院」又は、「診療所」又は、「特別養護老人ホーム」がある。	
							-10点	_	-	-10	_	-10	100m以内に「病院」又は、「診療所」又は、「特別養護老人ホーム」がある。	
6			-5点	地域景観へ の影響	地域景観への影響が懸念される候補地を減点。 (総合的な評価)	0~-5点		-1	-3	-3	-1	-2	総合的な評価に当たって想定する着目点 歴史的文化的景観、景勝地としての景観及び市街地景観等への影響。 (全委員の評点平均)	
7			-10点	里地里山の 保全	里地里山の保全への影響が 懸念される候補地を減点。 (総合的な評価)		-10点	-10	-10	-7	-4	0	総合的な評価に当たって想定する着目点 森林、草原、ため池、湧水、それらと混在する農地及び行政等による保全活動等の状況。 (専門家のレポートに準拠して評価)	
Q	—95占	自然環境 等の保全	_5占	生物多様性 の保全	貴重種が分布または猛禽類 の高利用域である可能性が		0点	-	-	ı	ı	0	候補地内に貴重種が分布または猛禽類の高利用域である可能性が低い。 (専門家のレポートに準拠して評価)	
	20点	等の保全	— 5点	の保全	高い候補地を減点。	-5点		-5	-5	-5	-5	-	候補地内に貴重種が分布または猛禽類の高利用域である可能性が高い。 (専門家のレポートに準拠して評価)	
9			-10点	地球温暖化防止	収集運搬車の排出ガス(温室 効果ガス)の抑制に不利な候 補地を減点。	(温室 な候 0~-		-10	-9	-9	-10	-9	収集運搬車による温室効果ガスの発生量が最多の候補地を「-10点」とし、他の候補地は点数を比例配分する。-10点×(当該地における温室効果ガス発生量/最多の温室効果ガス発生量)※小数点以下第1位を四捨五入し整数とする。	
						航空規制埋蔵文化財包蔵地農用地区域	0点	0	0	0	0	0	高さ制限がない。または、高さ制限があっても100m以上の煙突設置が可能。	
							-3点	_	-	-	-	-	高さ制限はあるが、60m以上100m未満の煙突設置が可能。	
							-5点	_	_	_	_	_	高さ制限により60m未満の煙突設置しか出来ない。	
							0点	0	0	_	_	0	候補地内に調査対象となる埋蔵文化財包蔵地がない。	
							一3点	_	_	_	_	_	候補地内の50%未満が調査対象となる埋蔵文化財包蔵地。	
10			-20点	各種規制の	各種の規制を受ける候補地 を減点。		-5点	_	-	-5	-5	_	候補地内の50%以上が調査対象となる埋蔵文化財包蔵地。	
)+ + <u>1</u> + <u>1</u>	20///	状況 			0点	0	0	0	0	0	候補地内に農用地区域がない。	
	-25点							_	-	_	_	_	候補地内の50%未満が農用地区域。	
							-5点	_	_	_	_	_	候補地内の50%以上が農用地区域。	
						生産緑地	0点	0	0	0	0	0	候補地内に生産緑地地区がない。	
						地区	一3点	_	_	_	_		候補地内の50%未満が生産緑地地区。	
							-5点	_	-	-	_		候補地内の50%以上が生産緑地地区。	
11			—5占	用途地域の 適合	都市計画法で規定する工業系及び市街化調整区域以外		0点	0	0	Ü	0	_	準工業地域、工業地域、工業専用地域、市街化調整区域。 第1種及び第9種供屋供民東田地域、第1種及び第9種中東屋供民東田地域。	
			JW.O	適合 			-5点	-	-	_	_	-5	第1種及び第2種低層住居専用地域、第1種及び第2種中高層住居専用地域、 第1種及び第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域。	
1.0			4 O F	 液狀化予測	液状化が縣今されス候補+hh		0点	0	0	0	0		候補地内は液状化対象外である。 (7.14)が、たいでは、パーカー・カーカー・カーカー・カーカー・カーカー・カーカー・カーカー・カーカー	
12	北盤の安	-10点	地域	液状化が懸念される候補地 を減点。		-5点	_	_	_	_		候補地内に液状化がしやすい土地がなく、ややしやすい土地がある。		
_	-15点	-15点 ^{地盤の安} 定性				-10点		-	-	-	-		候補地内に液状化がしやすい土地がある。	
13				地形の状況	土砂災害が懸念される候補 地を減点。		0点 一5点	U	0	U	0	0	候補地内に急傾斜地崩壊危険区域または土砂災害警戒区域等がない。	
								-36	-37	- - FO	-20	- 26	候補地内に急傾斜地崩壊危険区域または土砂災害警戒区域等がある。	
	2次審査の評価順位								-31 1	-59 F	-30	-36		
	45人番目の計画原位							2	4	5	1	2		

用地検討委員会による3次審査結果

3次審査:100点までの加点評価(より良い施設となり得る用地を評価する視点)

No.	大項目	最大加点	小項目	評価の考え方	加点	岩戸 地区	滝 地区	武西 地区	吉田地区	現在地	評価基準
14	周辺住民 40点 の理解度・ 協力度	40点	周辺住民の 理解度・協	周辺住民の理解度・協力度が高い候補地が望ましい。 (総合的な評価)	0~40点	9	6	7	27	7	総合的な評価に当たって想定する着目点 周辺住民意見交換会などにより用地検討委員会が把握した次の状況。①応募者及び町内会・自治会等が 行った周辺住民意見の集約方法(アンケート実施及び会議開催等)、②周辺住民の中間処理施設に対する情 報把握の正確さ、③周辺住民の中間処理施設に対する理解の深さ、④周辺住民の誘致意欲の高さ、⑤周辺住 民の賛成の程度(反対者の割合、反対の理由及び反対の強さも確認)、⑥周辺住民と今後も継続協議が出来る 状況か否か。また、その程度、⑦町内会・自治会等の同意書の有無等。 (全委員の評点平均)
15	30点 経済性	30点	概算事業費	用地取得費用、基盤整備費 用及建設費用の合計が安 価な候補地が望ましい。	0~30点	29	29	29	29	30	概算事業費が最も安価な候補地を「30点」とし、他の候補地は点数を比例配分する。 30点×最も安価な概算事業費/(当該地における概算事業費) ※小数点以下第1位を四捨五入し整数とする。
16	30点 地域社会 貢献	30点	地域活性化 への寄与	地域活性化への寄与が高い候補地が望ましい。 (総合的な評価)	0~30点	17	19	19	19	20	総合的な評価に当たって想定する着目点 排熱利用、ごみ焼却施設の利用形態(環境学習・福祉関連・情報発信)、防災機能及び地域振興(雇用創出 を含む)に関する効果、優位性及び将来性。 (全委員の評点平均)
加点評価結果(最大100)						55	54	55	75	57	
3次審査の評価順位							5	3	1	2	

用地検討委員会による順位付

2次審査の評価点に3次審査の評価点を加えた合計点で順位付けを行った。

	区分	岩戸壐区	滝趣区	武西班区	吉田団区	現在地	備考
減点	2次審査結果 評価(施設の建設・運営に適さない用地を評価する視点)	-36	-37	-59	-30	-36	生活環境の保全、自然環境等の保全、法規制及び地盤の安定性の項目で減点評価した。
А	100点から減点後の点数	64	63	41	70	64	
В	3次審査結果 加点評価(より良い施設となり得る用地を評価する視点)	55	54	55	75	57	周辺住民の理解度・協力度、経済性及び地域社会貢献の項目で加点評価した。
A+B	総合審査結果	119/200	117/200	96/200	145/200	121/200	
	総合順位	3	4	5	1	2	

用地検討委員会による候補地の記述評価(建設候補地の検討における留意点)

3位(119/200点)
【主な特性】
②評価小項目No.5の「地域住民の日常生活への影響」の評価は-10/30点で、日常生活への影響は比較的少ないと評価したが、敷地境界から約280mに組合が管理する最終処分場及び同じく約265mに民間の産業廃棄物中間処理場(木質系廃材の破砕処理)が立地していることから、事業効率で優位な点を一部有するものの、廃棄物関係施設の偏在化に拍車がかかるものと考えられる。②評価小項目No.14の「周辺住民の理解度・協力度の状況」の評価についても9/40点と低

岩戸地区

【その他の特性】

候補地の全域が樹林地であることから、里地里山の保全に関する影響が大きい。

【課題等】

V10

本候補地を建設候補地として決定する場合、①周辺住民等への十分な説明及び折衝等が求められると考えられる。②本候補地に隣接する幹線道路がないことから、アクセス道路の整備が必須(既存の幹線道路まで最短約200m)となることと合わせ、防災調整池からの雨水排水の関係で、地区外水路整備が必要となる可能性を有する。

4位(117/200点)

滝地区

【主な特性】

②評価小項目No.5 の「地域住民の日常生活への影響」の評価は-10/30点で、日常生活への影響は比較的少ないと評価したが、敷地境界から至近距離(約40m)に戸建住宅が立地する。②評価小項目No.14の「周辺住民の理解度・協力度の状況」の評価についても6/40点と低い。③周辺町内会の滝野自治会連合会から反対を趣旨とする請願書(署名2,690人)が用地検討委員会のほか関係機関に提出されている。

【その他の特性】

①敷地境界から 300m内に千葉ニュータウン地区の戸建住宅が立地する (既に譲受人が決定している戸建住宅用地もある)。②候補地の全域が樹林地であることから、里地里山の保全に関する影響が大きい。

【課題等】

本候補地を建設候補地として決定する場合、①周辺住民等への十分な説明及び折衝等が求められると考えられる。②防災調整池からの雨水排水の関係で、地区外水路整備が必要となる可能性を有する。

5位(96/200点) 【主な特性】

②評価小項目No.5の「地域住民の日常生活への影響」の評価は-30/30点で、日常生活への影響が最も大きいと評価した。②評価小項目No.14の「周辺住民の理解度・協力度の状況」の評価についても7/40点と低い。

武西地区

【その他の特性】

②敷地境界から100m内に千葉ニュータウン地区の戸建住宅計画がある。②候補地面積の約70%が樹林地であることから、里地里山の保全に関する影響が比較的大きい。③候補地面積の約85%が埋蔵文化財包蔵地である。

【課題等】

本候補地を建設候補地として決定する場合、①周辺住民等への十分な説明及び折衝等が求められると考えられる。②防災調整池からの雨水排水の関係で、地区外水路整備が必要となる可能性を有する。

【主な特性】

②評価小項目No.5 の「地域住民の日常生活への影響」の評価は-5/30点で、日常生活への影響が最も少ないと評価した。②評価小項目No.14 の「周辺住民の理解度・協力度の状況」の評価についても27/40点と全候補地中最も高く、更には候補地が属する地元町内会である吉田区からは、事業の受け入れに関する同意書が提出された。③また、候補地の募集要項に記載した求めに応じ、吉田区から唯一、地域振興策の具体的な提案が書面で提出されたが、評価小項目No.16 の「地域活性化への寄与」の評価(全委員の平均点)は、全候補地の平均点程度にとどまった。これは、アクセス環境等が良好ではない場合、地域振興に資する施設の利用者数及び受益者数の増が期待出来ないことが理由であると考えられる。

吉田地区

1位(145/200点)

【その他の特性】

① 候補地面積の約65%が畑であることから、里地里山の保全に関する 影響が比較的少ないものの、②当該畑の全域が埋蔵文化財包蔵地で ある。

【課題等】

施設整備計画が明確化されていない現状で地元町内会から同意書が提出されたことは特筆すべき優位点であり、また、候補地の応募に同意した全28人の土地所有者の内、21人が地元町内会の吉田区に現住していることも含め、本候補地を建設候補地として決定する場合、以後、円滑な事業推進が大きく期待出来るものと考えられる。

ただし、少数意見を尊重する観点及び周辺町内会の松崎区における「周辺住民の理解度・協力度の状況」の評価が低いことを勘案した適切且つ慎重な対応が求められると考えられる。

また、本候補地に隣接する幹線道路がないことから、アクセス道路の整備が必須(印西市の計画幹線道路まで最短約235m)となることと合わせ、防災調整池からの雨水排水の関係で、地区外水路整備が必要となる可能性を有する。

【主な特性】

②評価小項目No.5 の「地域住民の日常生活への影響」の評価は-15/30点で、日常生活への影響は中程度と評価したが、敷地境界から300m内に高層集合住宅が立地する。②評価小項目No.14 の「周辺住民の理解度・協力度の状況」の評価についても7/40点と低い。③周辺住民から反対を趣旨とする請願書(署名727人)及び中央駅北地区自治会町内会連絡会会長会有志からも反対を趣旨とする要望書(署名13人)が用地検討委員会のほか関係機関に提出されている。

現在地

2位(121/200点)

【その他の特性】

①本候補地は唯一、住居系の用途地域(第2種住居地域)に位置する。 ②里地里山及び生物多様性への減点要素がない。③液状化の注意喚起箇所(液状化がややしやすい)である。 ④本候補地周辺は、千葉ニュータウンの中心地として、今後も都市機能の発展が予想される。

【課題等】

本候補地を建設候補地として決定 する場合、周辺住民等への十分な説明 及び折衝等が求められると考えられ る。

【周辺住民意見交換会等で寄せられた住民意見の内、今後、住民に対し、事業主体として十分な説明が必要であると考えられる普遍的な意見】

- ①印西地区では、一般的に迷惑施設と認識される公共施設の多く(印西クリーンセンター、最終処分場、印西斎場、印西霊園等)が印西市内に偏在しており、不公平を感じる。
- ②建設地周辺における不動産価格の低下、健康被害及び農作物への実害(風評被害を含む)を懸念する。
- ③建設地周辺におけるごみ収集車の通行増に伴う排ガス、渋滞及び事故等を懸念する。
 - (以下は、現在地以外を建設候補地として決定する場合に、十分な説明が必要であると考えられる事項)
- ④現在地で操業する印西クリーンセンターは長期的視点で決定された都市計画に基づく公共施設であり、既に建替用地を保有しているにも関わらず、何故現在地で次期中間処理施設を整備しないのか疑問を感じる。
- ⑤豊かな自然環境(里地里山)の破壊を懸念する。